

海外地震保険レポート

台湾地震保険制度と料率算出の概要

～2007年調査～

平成20年6月

損害保険料率算出機構

はじめに

台湾は環太平洋地震帯の活動的な部分に位置しており、世界においても地震による被害が多く発生している国の1つである。台湾が乗っている大陸側のユーラシアプレートに太平洋側のフィリピン海プレートが衝突しているため、地殻プレートの活動が非常に活発である。

1999年9月に台湾中部で発生した集集地震は、死者2,500人以上、負傷者11,300人以上、家屋全壊51,000棟以上、建物損失額4,500億円に達する大災害であった。しかし、当時の住宅地震保険は火災保険への任意付帯であったこともあり、加入率は極めて低く、地震で生じた損害に対して保険が十分に役割を果たせなかった。

この地震以後、台湾政府は地震特約を強制付帯にすることを検討した。そして、2002年4月に国内保険会社による共同保険、基金および国内外の保険会社への再保険や政府の関与により地震リスクを分散させるように設計された台湾住宅地震保険プール（TREIP）を導入した新たな住宅地震保険が発足した。

本報告書は、この新しい住宅地震保険制度およびその保険料率の算出の考え方について、2007年9月～2008年3月に、株式会社三菱総合研究所に委託して行った調査をまとめたものである。

平成20年6月
損害保険料率算出機構

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 台湾の地震保険制度..... | 1 |
| 第2章 台湾の地震保険における保険料率の算出 | 9 |
| 第3章 台湾の地震保険制度の見直しと展望 | 12 |
| おわりに..... | 14 |
| 参考資料..... | 15 |
| 資料1 2004年「地震保険制度の設立および台風・洪水保険制度の設立」 報告書概要 | |